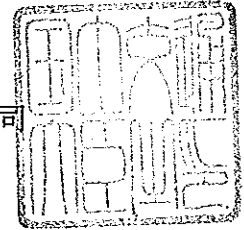


国海総第368号
平成21年11月18日

交通政策審議会
会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣
前 原 誠 司



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第93号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
SST マリン株式会社	福岡県北九州市戸畑区銀座二丁目6番27号	1
近郵船舶管理株式会社	東京都江東区有明三丁目4番10号	1
太平洋海運株式会社	東京都港区三田一丁目4番28号	1
小豆島急行フェリー株式会社	香川県高松市玉藻町10番32号	1
東栄汽船株式会社	広島県江田島市大柿町深江4182番地	1